

## 2014年春季闘争

全電線に結集する各単組、組合員の皆さんおはようございます。

本日(2月18日)は、全電線

# 統一要求提出日

です。

第189回中央委員会にて2014年春季闘争方針を決定



全会一致で方針案を採択



議長団を務めた  
古河G労連、田邊中央委員(写真左)  
住友電工労組、寺坂中央委員(写真右)



挨拶する  
海老ヶ瀬中央執行委員長

### 闘争日程

2月25日(火) 第1回統一交渉日  
3月4日(火) 第2回統一交渉日  
11日(火) 山場ゾーン  
~18日(火)

### 回答指定日

3月12日(水) Aブロック単組  
13日(木) BCブロック中戦単組  
14日(金) BCブロック単組



# 2014年春季闘争の取り組み

## 1

### 「新たな豊かさや生活の安心・安定をめざす」ための「総合的な労働条件改善闘争」との位置づけのもと取り組みます

#### 雇用を守る取り組み

雇用の維持・確保を、最優先すべき最大の課題と位置づけ、組合員の雇用安定に向けて、継続的な取り組みを推進していきます。

#### 賃金引き上げ

- 実質生活の維持・向上、賃金の社会性などの観点から「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分の確保」を図ったうえで、賃金引き上げに取り組みます。なお、賃金制度上における諸課題の是正を含め、実態に応じた取り組みも行うこととします。
- 具体的な賃上げ要求については、35歳標準労働者賃金で1%以上を個別賃金方式で要求することとします。なお、個別賃金方式が困難である単組については、平均賃金方式で平均基準内賃金の1%以上を要求することとします。
- 電線産業にふさわしい賃金水準の実現に向け、中期的にJCMが設定する基幹労働者(技能職35歳相当)の「あるべき水準」をめざします。  
目標基準：めざすべき水準；338,000円以上  
到達基準：到達すべき水準；310,000円以上
- 賃金構造維持分が制度上で確保されていない単組は、賃金カーブ維持分として4,500円を要求することとします。また、産業・規模間格差是正に向けては、連合「中小共闘」における取り組みを踏まえ、賃金水準の低下や賃金格差、賃金のひずみの是正を図ることをめざし、賃金カーブ維持分の4,500円を含め、9,500円を目安に賃金引き上げを要求することとします。
- 初任給については、個別賃金強化の観点から、賃金管理の出発点であることを重視し、18歳 高卒正規入社初任給に取り組みます。
- 企業内最低賃金については、18歳の位置づけで協定化を図るとともに、具体的水準については到達闘争として156,000円以上に引き上げていきます。また、実態に応じて底上げを図る観点から2,000円以上の引き上げに取り組みすることとします。
- JC共闘として「JCミニマム(35歳)210,000円」の取り組みを推進します。

#### 年間一時金

- 平均方式における要求基準については、「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」を併せて5ヵ月中心とします。なお、産別ミニマム基準については「平均原資年間4ヵ月」とします。
- 最低保障方式における要求基準については、産別ミニマム基準として4ヵ月とします。

#### 退職金引き上げ

- 銘柄については、全電線の実態に合わせ「勤続42年・60歳」を基本としつつ取り組みを進めていくこととし、これまでの到達闘争の経過も踏まえ、従来通りの「中卒・勤続35年・60歳」について各単組の実態に即し取り組んでいくこととします。

- 到達方式による取り組みとし、「中卒・勤続35年・60歳」で取り組む定年退職金の到達水準を1,600万円以上とします。また、銘柄を「勤続42年・60歳」とする場合は、現状把握を行い各単組の主体性のもと水準の引き上げに取り組みすることとします。

#### ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

##### ○労働時間短縮

「全電線 中期時短方針」の年間総実労働時間到達目標である1,800時間の達成に向けて、積極的に取り組むこととします。当面の目標として各単組は、年間総実労働時間1,900時間台の定着のために、時間外労働時間規制の厳守、平均時間外労働時間の圧縮、また、総実労働時間短縮の有効な手段の一つである年次有給休暇の取得促進など積極的に取り組むこととします。具体的には、一斉年次休暇取得の設定や取得強化月間の設定等を始め、連続休暇制度の完全取得など、取得率向上に向けた制度の整備に取り組みすることとします。労働時間の管理・徹底については、36協定特別条項の適正な運用が図られるよう、日常の労使協議も含めて、その取り組みを強化していきます。

##### ○次世代育成支援

一般事業主行動計画策定には労働組合が参画するとともに、引き続き行動計画における実施状況のフォローを行うことなど、諸制度のさらなる充実を図ります。また、すべての単組において労使で行動計画策定の取り組みを行い、内容の点検・充実に取り組むこととします。

##### ○育児・介護への対応

「育児・介護休業法」の改正主旨を踏まえ、協定締結を行う際には、すべての労働者が制度の対象となるよう活用促進に向けた実効性ある取り組みを行うこととします。

#### 60歳以降の雇用確保

就労希望者全員の雇用確保を基本に、労働者の立場に立った労働条件の向上に向け、現行制度の内容整備・実施状況の点検など、春闘期間中も含め各単組の実態に即し取り組むこととします。

さらに、60歳以降も働き続けられる環境づくりに向け、経過措置を利用せず、65歳までの雇用確保をめざすとともに、労働の価値に相応しく、かつ生活を維持することができる賃金水準をめざして取り組むこととし、定年延長・定年制度廃止についても上部団体や他産別の動向など世間動向を注視するなかで取り組むこととします。

#### 労働諸条件の改善の取り組み

非正規労働者への対応にあたっては、同じ職場の働く仲間として、雇用の安定と職場の安全確保、公正な労働条件の確保、および受け入れ時の対応など、労使協議の充実を図ります。

## 2

### 生活環境の改善と産業政策の実現に取り組みます

## 3

### 産別自決を基本に全単組が一体となった闘争を推進します